

山口県報

平成24年
7月24日
(火曜日)

目次

規則
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
(都市計画課).....

告示

平成二十四年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課).....
道路の位置の指定(建築指導課).....

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(八件)(商政課).....



山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十三号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例(平成二十四年山口県条例第十五号)附則第二号に掲げる改正規定の施行期日は、平成二十四年七月二十五日とする。

山口県告示第二百九十三号

平成二十四年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十四年山口県告示第九十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

二 調査地域中「下関市」の下に、「彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島角倉町三丁目、」を、「彦島弟子待東町」の下に、「彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目」を加える。

山口県告示第二百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町二丁目二四六の三	六・〇	四〇・〇	二四四・六八



(三五二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年八月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人うべ環境コミュニティー

代表者の氏名 浮田 正夫

主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番三六号

(三五三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ヒューマンネットワークピア

代表者の氏名 宮川 昌子

主たる事務所の所在地 下関市新地町四番二二号

(三五四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年九月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人シニアネット光

代表者の氏名 福森 宏昌

主たる事務所の所在地 光市虹ヶ丘二丁目一六番三三号

(三五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十四年一月六日山口県公告（四）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十四年一月六日山口県公告（五）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン防府

所在地 防府市鐘紡町二七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月六日山口県公告(六)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月十三日山口県公告(一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 二トリ山口市

所在地 山口市神田町六八三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月二十日山口県公告(二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 万惣南岩国店

所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月二十日山口県公告(二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 万惣南岩国店

所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月三十一日山口県公告(三三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月三十一日山口県公告(三四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

意見の概要
特に配慮を求める事項はない。